

# 阿久比町事業者電気・ガス料金高騰対策支援事業補助金

## 【Q&A】（令和6年7月1日）

1	補助対象者について
1-1	<p>【質問】 常時使用する従業員の数は、町内事業所の従業員数ではなく、法人全体の従業員数との理解でよいですか？</p> <p>【回答】 お見込みのとおりです。</p>
1-2	<p>【質問】 常時使用する従業員の定義を教えてください。</p> <p>【回答】 労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を常時使用する従業員とします。なお、同法21条には、「予め解雇の予告を必要とする者」に当たらないものとして、以下の労働者を挙げています。判断に迷う場合は、労働基準監督署に相談してください。なお、会社役員、個人事業主は、常時使用する従業員には含まれません。（労働基準法第21条）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 日日雇い入れられる者（1か月を超えて継続して雇用した場合を除く）</li><li>・ 2か月以内の期間を定めて使用される者（所定の契約期間を超えて雇用した場合を除く）</li><li>・ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者（所定の契約期間を超えて雇用した場合を除く）</li><li>・ 試（ためし）の使用期間中の者（14日を超えて雇用した場合を除く）</li></ul>
1-3	<p>【質問】 個人事業者で事業所は阿久比町内ですが、住まいが阿久比町外の場合は対象になりますか？</p> <p>【回答】 住まいが阿久比町外であっても、事業所の所在地が阿久比町内の場合は対象になります。</p>
1-4	<p>【質問】 「主たる事務所」はどのように判断しますか？</p> <p>【回答】 原則、提出された確定申告書類に記載されている事業地で判断します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 個人事業主 青色申告者：青色申告決算書1枚目の事業所所在地 白色申告者：収支内訳書1枚目の事業所所在地</li><li>● 法人 法人税確定申告書別表1の納税地又は履歴事項全部証明書の本店所在地</li></ul>

2	補助金額等について
2-1	<p>【質問】 自宅兼事務所（店舗等）で、自家分と事業分の電気及びガス料金をまとめて支払っている場合はどのように補助対象経費を計算すればよいですか？</p> <p>【回答】 確定申告時の家事按分を基準に、事業用割合を申請書に記載し、補助対象経費を計算してください。</p>
2-2	<p>【質問】 補助対象経費は、町内の事業所で使用したものに限られますか？</p> <p>【回答】 町内の事業所で使用したものに限られます。申請の際、町外の事業所における領収書が混在しないようにお気を付けください。</p>
2-3	<p>【質問】 会社で社員寮を持っており、電気代等の一部を会社が負担している。会社が負担している電気代等を補助対象経費として計上してよいですか？</p> <p>【回答】 対象外となりますので、含めないでください。個々の従業員への生活者支援（福利厚生費）の側面があり、事業者支援という本補助金の趣旨に沿わないものと判断されるため、補助対象外とします。ただし、会社（事業所・工場等）に併設された社員食堂の電気代、ガス代等は、会社の経費として計上している場合、補助の対象とします。</p>
2-4	<p>【質問】 店舗を賃借して店を運営しているが、共益費の中に電気代等も含まれています。貸主が共益費明細を作成すれば、電気代として認められますか？</p> <p>【回答】 共益費等は、明細書等があったとしても電気代としてとして認めることは出来ません。</p>
2-5	<p>【質問】 不動産業を営んでいるが、共用部分の電気代等は、自社が負担している。対象経費として認められますか？</p> <p>【回答】 不動産業を営む上で、必要な経費の電気代は補助対象経費として認めることが出来ます。ただし、居住者から共益費等（共用部分の電気代含む）を受け取っている場合は、対象外とします。</p>
3	提出書類について
3-1	<p>【質問】 確定申告書に收受印がない場合はどうすればよいですか？</p> <p>【回答】 確定申告書第一表の控えに收受日印が押印されていない場合、提出する確定申告書類の当該年の「納税証明書(その2 所得金額用)」を税務署から取得して提出してください。また、e-TAXを通じて申告を行っている場合は「受信通知メールの控え」を添付ください。（確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、受信通知メールは不要です。）</p>

3-2	<p><b>【質問】</b> 電気料金・ガス料金の領収書等を紛失してしまいました。どうすればよいですか？</p>
	<p><b>【回答】</b> 紛失した場合は、ご利用の電力会社・ガス会社に支払証明書の発行をご依頼ください。また、通帳の写しやクレジット明細等を領収書としてご提出いただく場合は、宛名、発行者名、金額、取引品目、使用場所、支払日若しくは領収日、利用月等の取引の内容が確認できる事項（以下、「必要事項」という。）の記載がないため、請求書等（必要事項の記載がある書類）を併せて提出してください。</p>